

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、海上災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

1 海難対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

(1) 実施機関

小樽海上保安部、北海道運輸局札幌運輸支局、後志総合振興局、寿都警察署、寿都町、岩内・寿都地方消防組合寿都支署、船舶所有者等、寿都漁業協同組合、(公益)北海道海難防止・水難救済センター

(2) 予防対策

海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と相互に協力して、必要な予防対策を実施するものとする。

ア 小樽海上保安部、北海道運輸局札幌運輸支局、後志総合振興局、寿都警察署、寿都町、岩内・寿都地方消防組合寿都支署

- (ア) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (イ) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (ウ) 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (エ) 海難発生時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (オ) 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講じるものとする。
- (キ) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - ① 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - ② 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講じる。

(ク) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講じるほか、公益社団法人北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

- ① 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信施設の整備
- ② 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
- ③ 漁船乗務員の養成と資質の向上
- ④ 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
- ⑤ 海難防止に対する意識の高揚

(ケ) 小樽海上保安部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

- ① 海技従事有資格者の乗船確認
- ② 無線従事有資格者の乗船確認
- ③ 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

イ 船舶所有者等、漁業協同組合

(ア) 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講じるものとする。

(イ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

(ウ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講じるものとする。

(エ) 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織に努めるものとする。

(3) 災害応急対策

ア 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

イ 広報

海難発生時の広報は「第5章 第2節災害広報計画」の定めによる、次により実施する。

(ア) 実施機関

船舶所有者等、寿都漁業協同組合、北海道運輸局、小樽海上保安部、寿都町、岩内・寿都地方消防組合寿都支署、後志総合振興局、寿都警察署

(イ) 実施事項

① 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- a 海難の状況
- b 家族等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

② 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- a 海難の状況
- b 旅客及び乗組員等の安否情報
- c 医療機関等の情報
- d 関係機関の応急対策に関する情報
- e その他必要な事項

ウ 応急活動体制

町長は、海難が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動、体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

エ 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

オ 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章第5節 救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(ア) 実施事項

① 小樽海上保安部(海上保安庁法第2条)

- a 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における救助を行うこと。
- b 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行うこと。
- c 関係機関の救助活動の調整に関すること。

② 寿都警察署(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

③ 寿都町(災対法第62条、水難救護法第1条)

- a 遭難船舶を認知したときは、小樽海上保安部及び寿都警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- b 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

④ 寿都町漁業協同組合

常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

⑤ (公益)北海道海難防止・水難救済センター

小樽海上保安部及び町長から要請があった場合、又は自らが海難を認知した場合は、人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

カ 消防活動

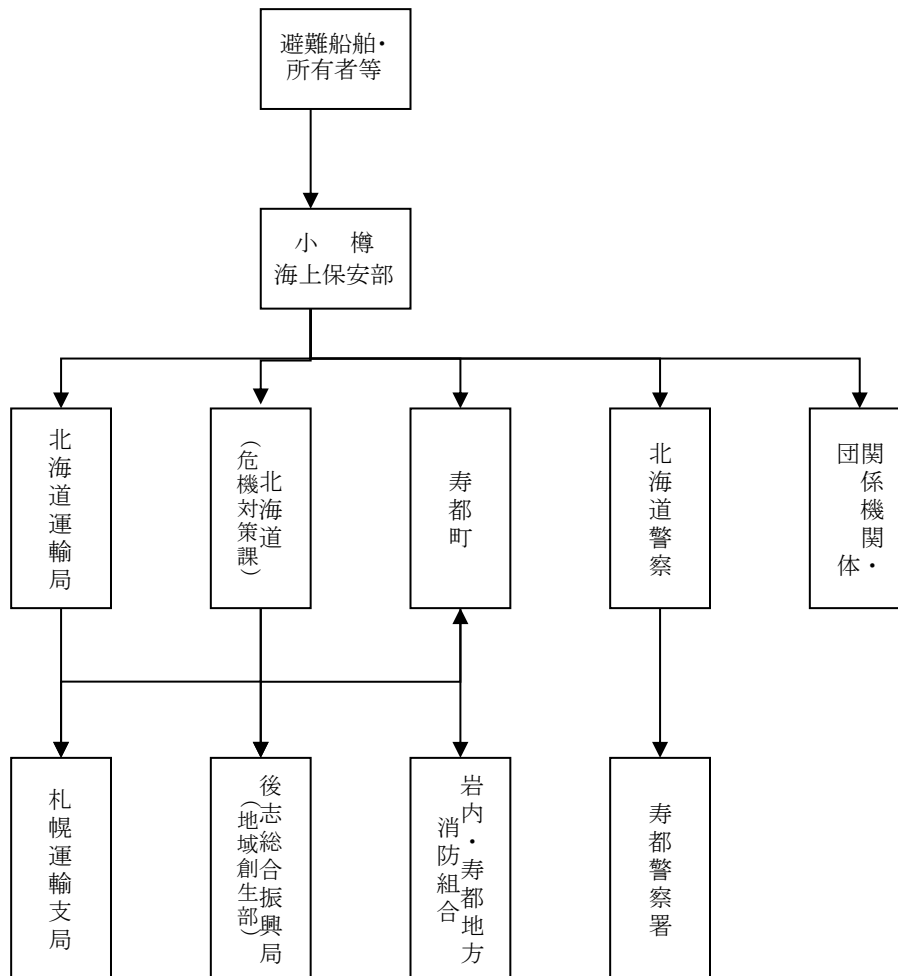
(ア) 実施責任者

寿都町、岩内寿都地方消防組合寿都支署、小樽海上保安部

(イ) 実施事項

領海内における船舶等の火災は、円滑な消火活動を行うものとする。

【海上災害に係る情報通信連絡体制】



2 流出油等対策計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障、大量の木材流出等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

(1) 実施機関

小樽海上保安部、北海道運輸局札幌運輸支局、後志総合振興局、寿都警察署、寿都町、岩内・寿都地方消防組合寿都支、寿都漁業協同組合署、船舶所有者等

(2) 災害予防対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

ア 関係行政機関共通事項（小樽海上保安部、北海道運輸局札幌運輸支局、後志総合振興局、寿都警察署、寿都町、岩内・寿都地方消防組合寿都支署）

(ア) 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

(イ) 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

(ウ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

- (エ) 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (オ) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講じるものとする。

イ 小樽海上保安部

- (ア) 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
 - ① 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)
 - ② 港湾状況(特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況)
 - ③ 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査(曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業)
- (イ) 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び流出油の防除に関する協議会の育成強化
- (ウ) 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発するものとする。
 - ① 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考
 - ② 在港船舶に対する臨船指導
- (エ) 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
 - ① 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - ② 船舶職員法及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - ③ 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

ウ 後志総合振興局

- (ア) 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。
- (イ) 町の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。
- (ウ) 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

エ 寿都町、岩内・寿都消防組合寿都支署

- (ア) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設(防舷材、けい船柱)等の改修、岸壁水深の維持に努める。
- (イ) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
- (ウ) 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - ① 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと
 - ② 消火器具の配備
 - ③ 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備
 - ④ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

(エ) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

オ 寿都漁業協同組合、船舶所有者等

(ア) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

(ウ) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。

(エ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を誌するものとする。

(3) 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

ア 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(ア) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

(イ) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

イ 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

(ア) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別図のとおりとする。

(イ) 実施事項

① 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- a 油等大量流出事故災害の状況
- b 関係機関の災害応急対策に関する情報
- c 海上輸送復旧の見通し
- d 避難の必要性等、地域に与える影響
- e その他必要な事項

ウ 応急活動体制

後志総合振興局長、町長、防災関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動対策を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

エ 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおりである。

(ア) 事故の原因者等

速やかに小樽海上保安部又は管轄する海上保安機関に通報するとともに、排出油の防除活動を実施する。

(イ) 小樽海上保安部

- ① 巡視船艇・航空機又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- ② 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講じる。
- ③ 事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講じる。
- ④ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講じることを指示する。
- ⑤ 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。
- ⑥ 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(ウ) 北海道開発局小樽開発建設部

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講じるものとする。

(エ) 寿都町、後志総合振興局

- ① 北海道はヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。
- ② 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、漂着油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、漂着油等による被害の軽減に努めるものとする。

(オ) 寿都警察署

- ① 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。
- ② 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動への協力を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配意するものとする。

オ 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、当該地域の海上保安部署と消防機関が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(ア) 小樽海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて市町村(消防機関)に協力を要請するものとする。

(イ) 寿都町、岩内・寿都消防組合寿都支署

火災状況等の情報収集に努め小樽海上保安部の消火活動に協力するものとする。

カ 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

キ 交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

ク 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が流出油の規模や収集した被害情報から判断し必要がある場合には「第5章第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

ケ 広域応援

道、市町村及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実地できない場合は、「第5章第28節 広域応援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

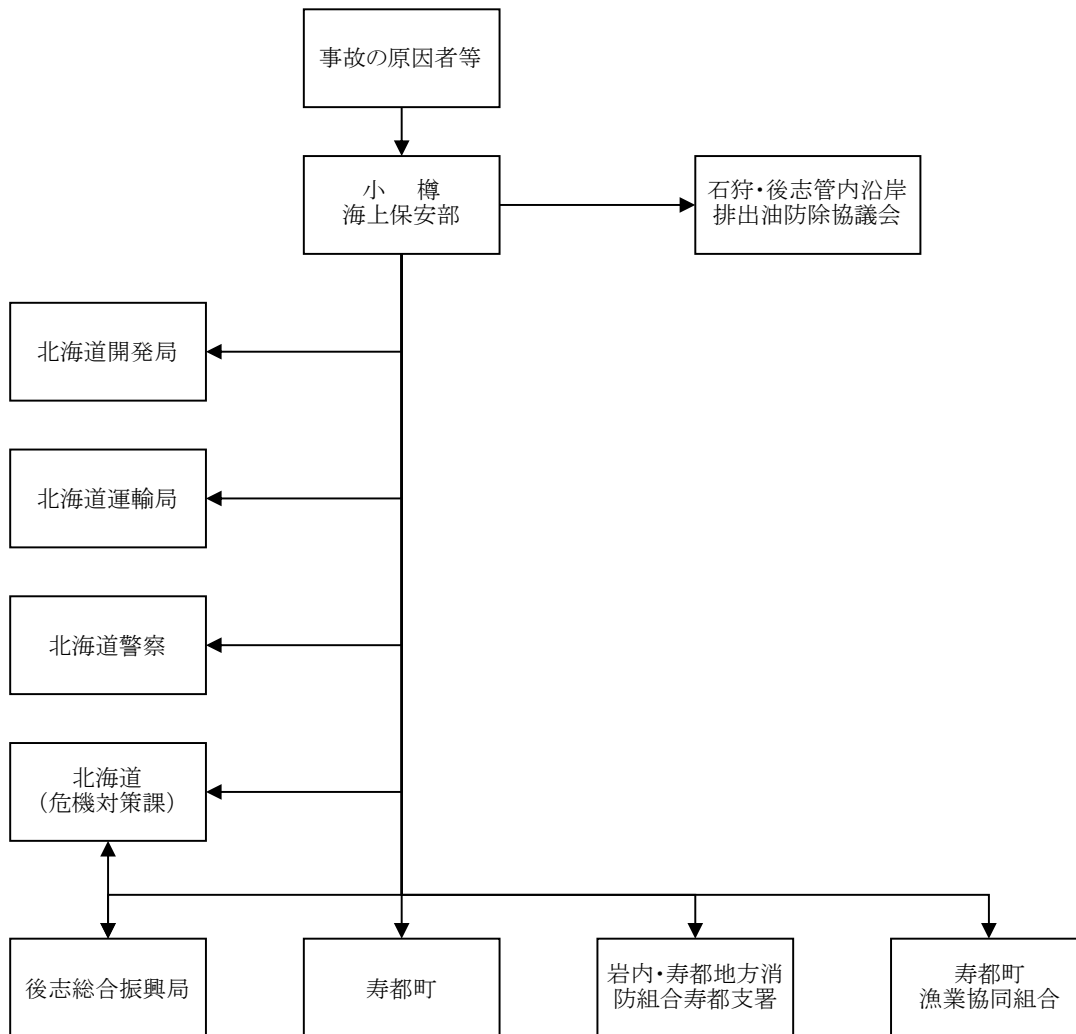
コ 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

サ 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、「第5章第30節 防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

【油等流出事故情報連絡系統図】



第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害(以下「道路災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要に措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 北海道警察

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ 道路輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性、地域に与える影響
- キ その他の必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第5節「救助救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章第14節 医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(6) 消防活動

ア 岩内・寿都消防組合寿都支署は、「第4章第9節 消防計画」に基づき速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火防活動を実施するものとする。

イ 岩内・寿都消防組合寿都支署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

行方不明者の捜索及び死体の収容等については、「第5章第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜査、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

ア 寿都警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

イ 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章第3節危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(11) 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章28節 広域応援計画」の定めるところにより、北海道及び他の市町村等に対して、応援を要請するものとする。

3 災害復旧道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

(1) 早朝の道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、道路交通の確保に努めるものとする。

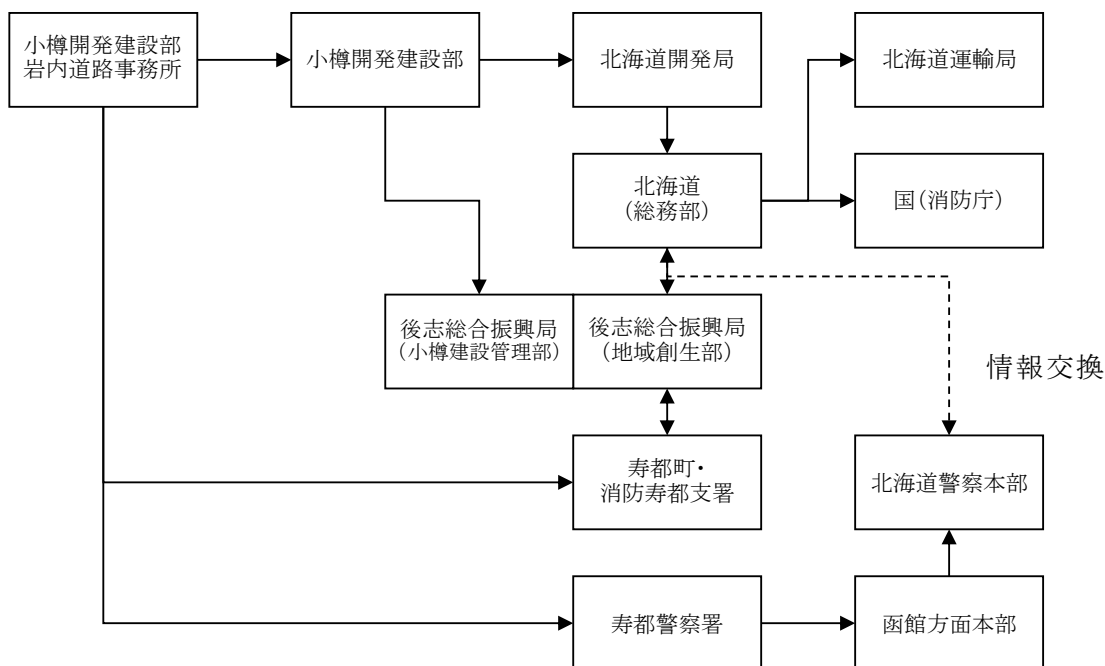
(2) 関係機関と協力し、予め定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。

(3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

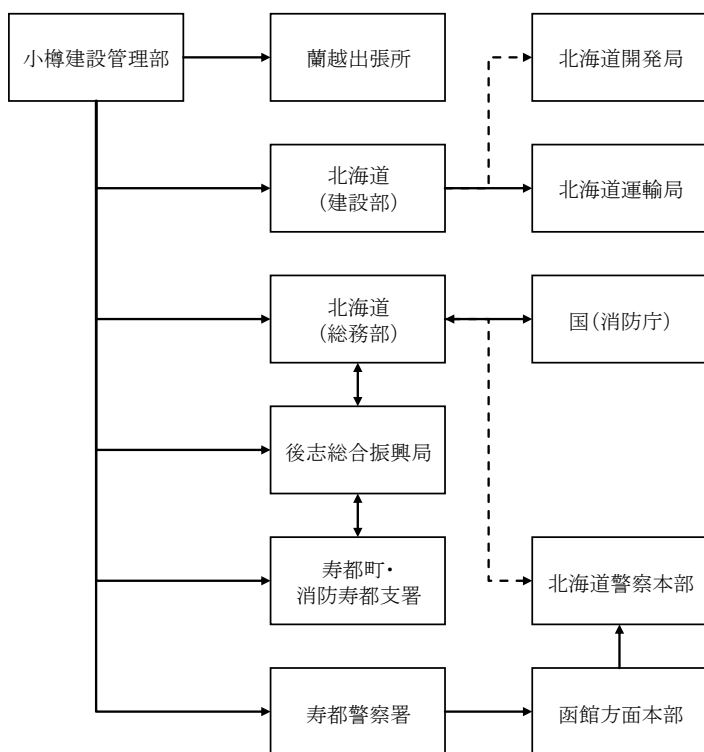
(4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

【情報通信連絡系統図】

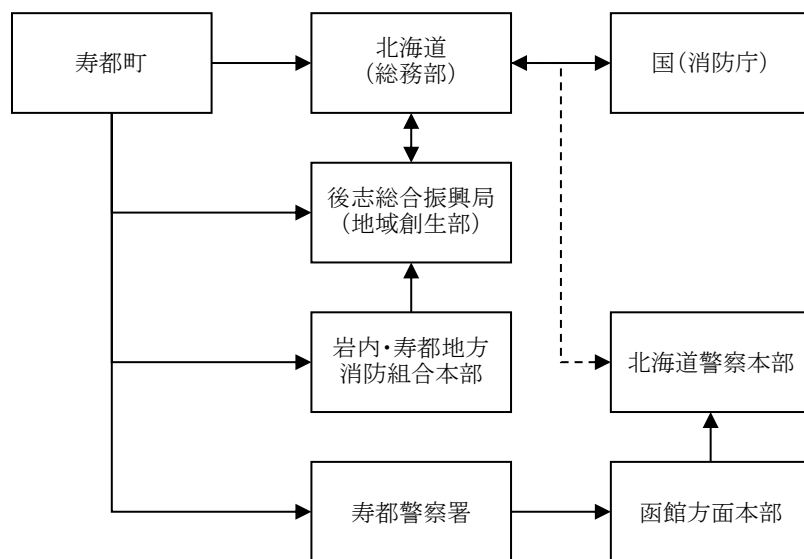
(1) 国の管理する道路の場合



(2) 北海道の管理する道路の場合



(3) 寿都町の管理する道路の場合



第3節 危険物等災害対策計画

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合に早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 危険物の定義

(1) 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年5月4日法律第149号)第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年12月28日法律第303号)第2条に規定されているもの

《例》毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年6月10日法律第167号)」等によりそれぞれ規定されている。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

(ア) 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 岩内・寿都地方消防組合寿都支署

(ア) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 寿都警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類災害予防

ア 事業者

(ア) 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官等に届け出るものとする。

イ 北海道産業保安監督部

(ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(エ) 鉱山における事業者の予防対策について監督、指導する。

ウ 後志総合振興局

(ア) 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(ウ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 寿都警察署

(ア) 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

(イ) 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

(ウ) 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

ウ 岩内・寿都地方消防組合寿都支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

(7) 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主

保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、

道知事

又は警察官に届け出るものとする。

イ 北海道産業保安監督部

(7) 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 北海道

(7) 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

(ウ) 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

エ 北海道警察

(7) 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

オ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

(7) 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

(イ) 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

イ 北海道

(7) 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

(イ) 事業者の自主保安体制確立を図るため、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

ウ 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

エ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 危険物施設等の現況

寿都町における危険物等の施設状況は次のとおりである。

貯蔵場所	貯蔵品	取扱所	備考
磯谷町島古丹	ガソリン、軽油	星和運輸給油取扱所	自家給油所
磯谷町島古丹	LPガス	高橋商店	
磯谷町横潤	重油	寿都町漁業協同組合	船舶給油所
歌棄町有戸	重油	寿都石油㈱	
樽岸町小川	重油、軽油	寿都石油㈱	
岩崎町	灯油、LPガス	ヤマヨ斉藤商店	
六条町	ガソリン、灯油、軽油	寺門商事㈱	
開進町	LPガス	寺門商事㈱	
渡島町	火薬	寺門商事㈱	
新栄町	軽油、灯油	ニセコバス(株)寿都営業所	自家給油所
大磯町	重油	寿都町漁業協同組合	船舶給油所
大磯町	LPガス	(株)カネキ南波商店	
大磯町	重油	寺門商事㈱	
矢追町	ガソリン、灯油、重油、軽油	寿都石油(株)矢追給油所	
矢追町	灯油	(有)コミュニティサービス	
矢追町	軽油、火薬	(株)寿都砕石	自家給油所

3 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法に基づく危険物等取扱規制担当機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑥ その他必要な事項

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ① 災害の状況
- ② 被災者の安否情報
- ③ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- ④ 医療機関等の情報
- ⑤ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ⑥ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ⑦ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 道の災害対策組織

知事は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ「第3章第2節 災害対策本部」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

イ 町の災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、道地域防災計画「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

イ 消防機関

(ア) 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

(イ) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難措置

市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

市町村等各関係機関は、「第5章第5節 救助救出計画」及び「第5章第14節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市町村等各関係機関は、「第5章第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

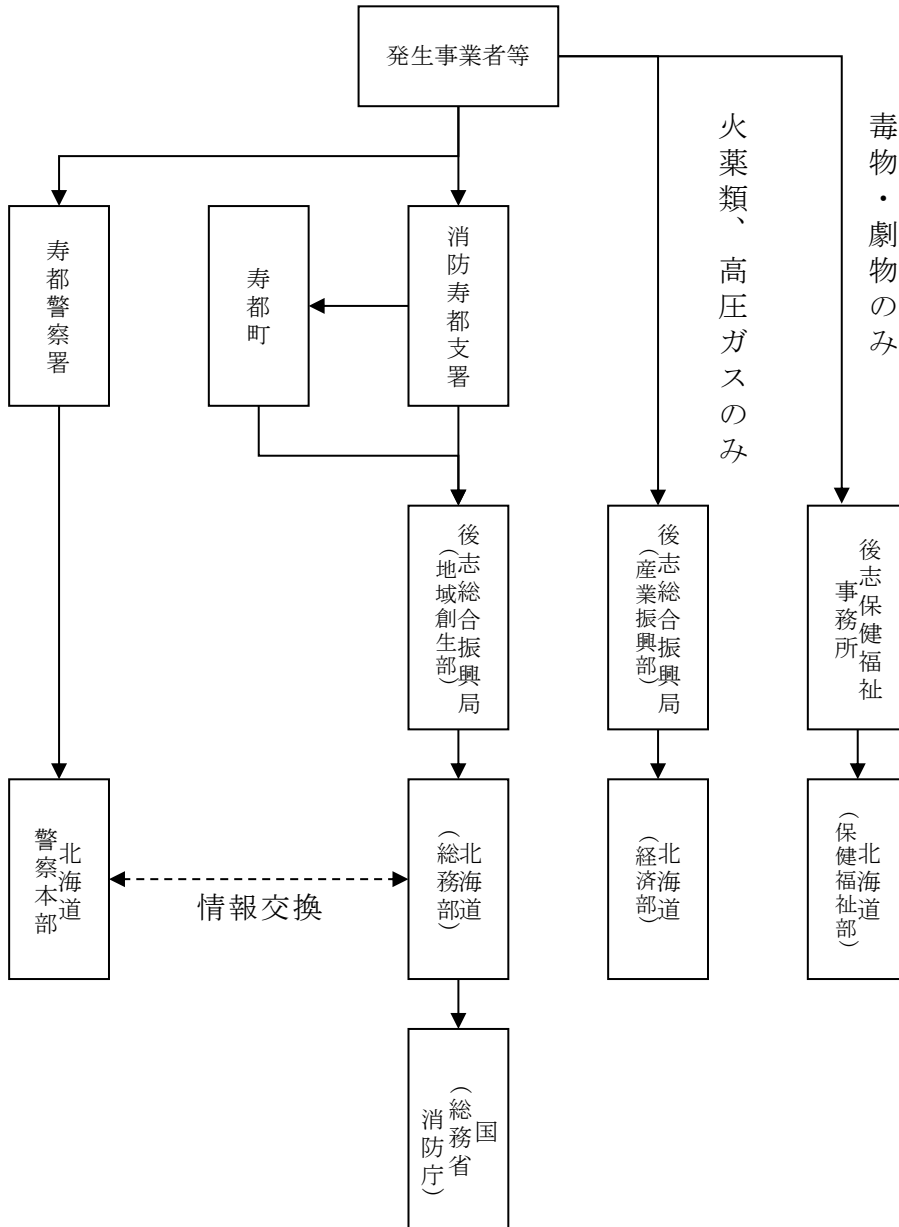
(9) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第5章第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(10) 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第28節 広域応援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

【情報通信連絡系統図】



第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする宿泊施設、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回(春、秋季)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

2 災害応急対策

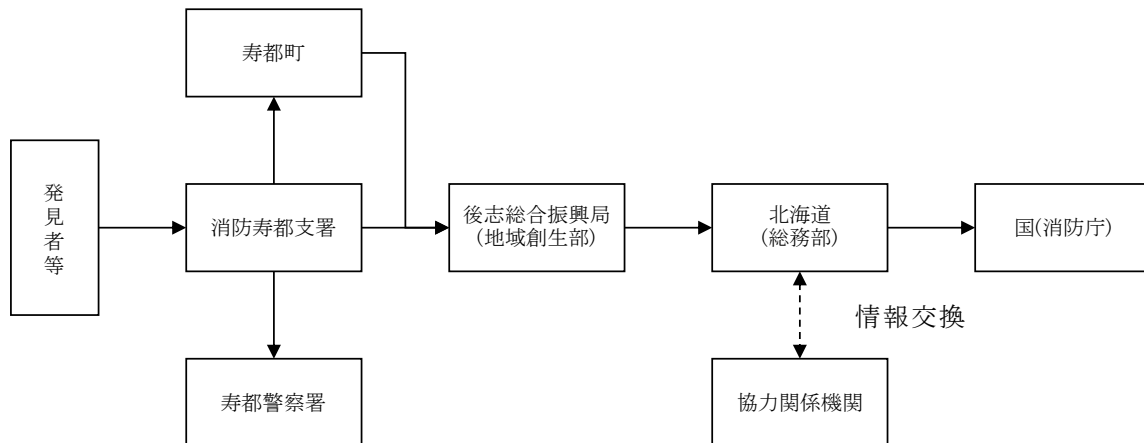
(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【大規模火事災害に係る情報通信連絡系統図】



イ 実施事項

(ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

(ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(カ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

岩内・寿都地方消防組合寿都支署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- ア 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- イ 避難所等・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- ウ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

救助救出及び医療救護活動等については、「第5章第5節 救助救出計画」及び「第5章第14節 医療救護計画」及び「第5章第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところによる。

(7) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第5章第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(9) 広域応援

町長及び岩内・寿都地方消防組合寿都支署は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第28節 広域応援計画」の定めによることにより、北海道、他の市町村、他の消防機関等に対し応援を要請するものとする。

3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市町村及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるので、国、道、市町村及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

ア 北海道森林管理局、北海道、市町村

(ア) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- ① タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- ② 入林の許可・届出等について指導する。
- ③ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(イ) 火入対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- ① 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び市町村条例の規定に基づく市町村長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- ② 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ③ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- ④ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(ウ) 消火資機材等の整備

地域に適合した消火資機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検に努める。

イ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (ア) 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発
- (イ) 巡視員の配置
- (ウ) 無断入林者に対する指導
- (エ) 火入れに対する安全対策

ウ 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- (ア) 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

(イ) 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備

(ウ) 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

エ 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

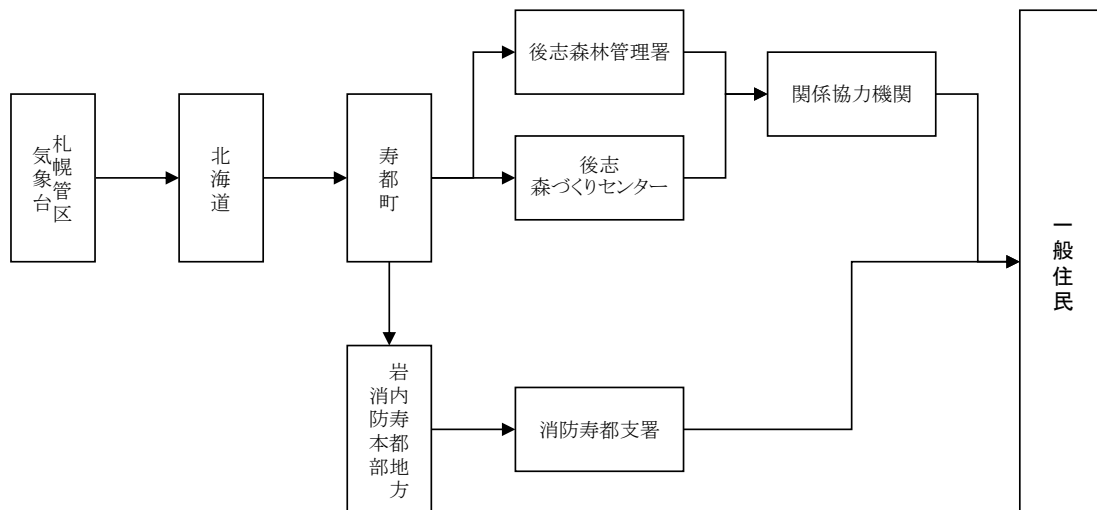
(ア) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、「第3章第2節 気象業務に関する計画」のとおりとする。

(イ) 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

【林野火災気象通報伝達系統図】



(ウ) 町の措置

町が通報を受けたときは、通報内容及びとるべき予防対策等を岩内・寿都地方消防組合寿都支署、後志森林管理署、後志森づくりセンターへ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、または気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、「本章第4節 大規模な火事災害対策計画」の定めるところによる。

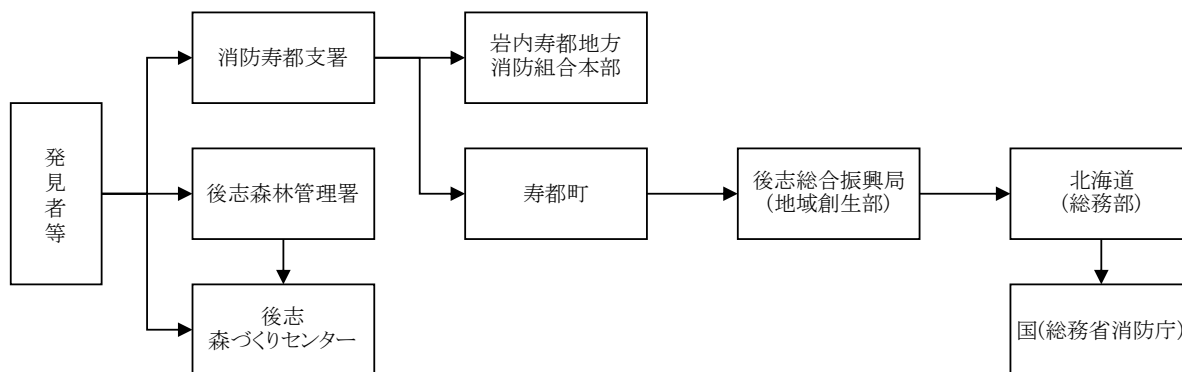
2 応急対策

(1) 情報通信

ア 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【林野火災に係る情報通信連絡系統図】



(1) 町及び関係機関の実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 町及び総合振興局においては林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市町村等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、「第5章第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

- ア 災害の状況被災者の家族等への広報
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

町長は、大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

岩内・寿都地方消防組合は、「第4章第9節 消防計画」の定めによるほか、次により消防活動を実施するものとする。

- ア 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- イ 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、「第5章第26節 ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

(5) 避難措置

市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(6) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

(7) 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第5章第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(8) 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第29節 広域応援計画」の定めによることにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第6節 航空災害対策計画

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

1 災害予防計画

(1) 情報通信手段の整備

ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

イ 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

(2) 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

2 災害応急対策計画

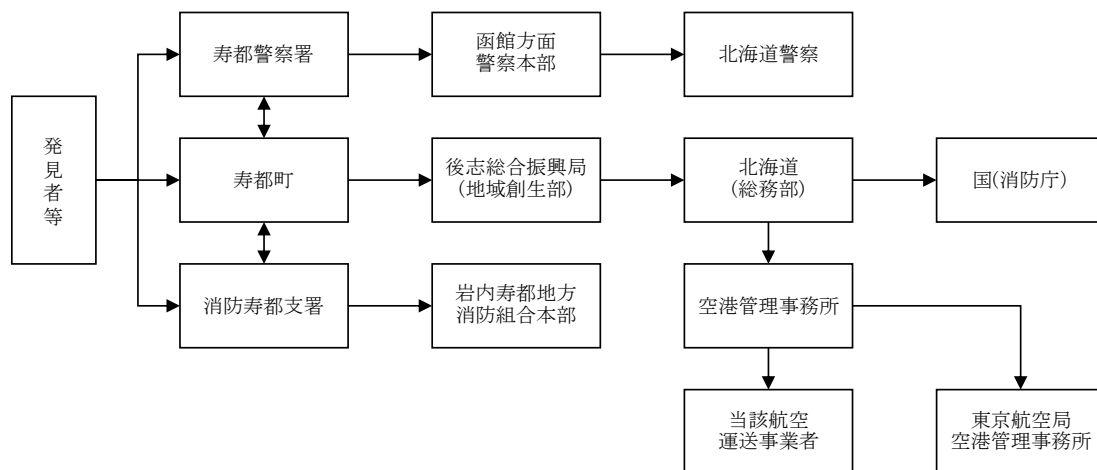
(1) 情報通信の実施

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

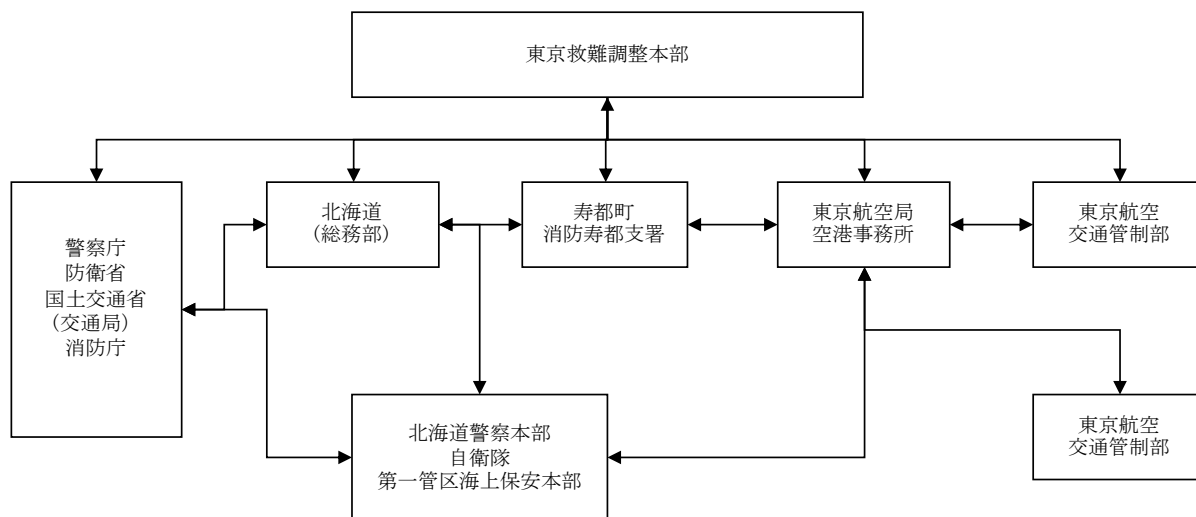
ア 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

【情報通信連絡系統図】
発生地点が明確な場合



発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

イ 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に防災関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章第2節 災害広報計画」によるほか、次により実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等、旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び防災関係機関の応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

(3) 応急活動体制の確立

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、「第3章第2節 災害対策本部」により災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

(4) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、「第5章第5節 救助救出計画」により実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、防災関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

(5) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章第14節 医療救護計画」により実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、後志保健福祉事務所で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

(6) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

「第5章第21節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」により、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 交通規制の実施

「第5章第7節 交通応急対策計画」により、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

(8) ヘリコプターの要請

航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、「第5章第26節 ヘリコプター活用計画」により出動を要請する。

(9) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施する。

(10) 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」等に基づき、道、他の消防機関及び他の市町村に対して応援を要請する。

第7節 火山災害対策計画

本町は火山の噴火による直接的被害は想定されないが、火山灰などによる間接被害が想定されるので、近隣町村で噴火、降灰(礫)、溶岩、有害ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため実施する予防及び応急対策は、次に定めるところによる。

1 火山の概況

北海道における活火山は、常時観測火山5火山と、その他13火山の計18火山が散在しており、後志管内に存在する活火山は以下の2山である。

(1) ニセコ

東西25km、南北15kmに分布するニセコ火山群(雷電山、ワイスホルン、目国内岳、白樺山、シャクナゲ岳、ニセコアンヌプリ、チセヌプリ、ニトヌプリ、イワオヌプリ)の活動は、約200万年前に始まり、安山岩質の溶岩流や溶岩ドームを主体とするが、山麓には火砕流堆積物や岩屑なだれ堆積物が認められる。最新の火山活動が起こっているイワオヌプリは、複数の溶岩流、溶岩ドーム、火砕流堆積物と降下火砕堆積物及び爆裂火口からなり、降下火砕堆積物直下の土壌年代から約6千年前に噴火活動があったと考えられ、現在も噴気活動が続いている。

(2) 羊蹄山

標高1898mの円錐形の成層火山で、山頂には直径700mの火口、山体斜面には北山火口をはじめとする側火口、山麓には富士見火砕丘をはじめとする火砕丘が分布する。羊蹄山の活動は約5～6万年前に始まり、軽石や火山灰、溶岩流を繰り返して噴出し、火砕流や山体崩壊も発生させた。最新期は側火山の活動が中心で、南火口(標高1050m)から噴出した南火口溶岩流の下位地層の年代などから、過去1万年以降に噴火活動があったと考えられるが、現在は噴気活動は認められない

2 災害応急対策計画

(1) 防災組織

町長は、近隣町村において火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害対策を実施する。

(2) 火山現象に関する情報の収集及び伝達

ア 火山情報の種類

火山現象に関する情報は、気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条の規定により発表される「火山現象警報」、「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は気象業務法第15条の規定により知事に通報され、同法第15条第2項及び災対法第55条の規定により町長に通報される。

イ 火山の状況に関する解説情報

噴火予報又は噴火警報に係りのある火山性地震の発生回数などの火山現象等について、一般及び報道機関に対して詳細かつ速やかに発表するものをいう。

ウ 火山現象警報、火山現象予報及び火山の状況に関する解説情報の発表官署

全ての火山に係わる「火山現象警報」、「火山現象予報」及び火山の状況に関する解説情報の発表は、札幌管区気象台が行う。

エ 異常現象発見者の通報義務及び通報先

(ア) 市町村は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、住民に周知徹底するものとする。

(イ) 市町村は、異常現象を了知し、気象台等関係機関に通報する場合における通報先、通報すべき内容及び通報手段等に関する事項を定めるものとする。

オ 火山現象警報及び火山現象予報の伝達

(ア) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

① 通報及び伝達の内容

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

② 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台形時に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報及び対策通報並びに要請は、次によるものとする。

(3) 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、「第5章第1節 災害情報通信計画」に定めるところによる。

なお、道、市町村及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

(4) 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、「第5章第2節 災害広報計画」の定めるところによる。

(5) 応急措置

町、北海道及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、「第5章第3節 応急措置実施計画」の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

(6) 避難措置

市町村等各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

(7) 警戒区域の設定

市町村等各関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところ及び気象庁の発表する火山情報（火山活動度レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。また、この場合、予め関係機関等と協議するものとする。

(8) 救助救出及び医療救護活動等

市町村等各関係機関は、「第5章第5節 救助救出計画」及び「第5章第14節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市町村等各関係機関は、「第5章第21節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

(9) 道路、船舶の規制等

北海道警察並びに防災関係機関は災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第7節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

3 防災知識普及計画

町、北海道及び防災関係機関は、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な知識の普及啓発

に努める。

4 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、「第5章第27節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した災害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣要請をするものとする。

5 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、「第5章第28節 広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道及び国への応援を要請するものとする。

6 災害復旧

火山災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第8節 原子力災害対策計画

北海道電力株式会社泊発電所における放射性物質の大量放出により生じる災害の防災対策に関する計画は、「寿都町地域防災計画（原子力防災計画編）」により定めるところによる。